

愛知県が発注する特定の工事や業務委託において 労働環境の確認が行われます

1 目的

県が、公契約の相手方である事業者に対して労働関係法令の遵守を促し、その状況を確認することで、公契約のもとで働く労働者の労働環境の整備を図り、労働者が安心して働くことができる社会を目指します。

2 適用時期及び対象案件

平成 28 年 10 月 1 日以後に入札公告される以下の契約を対象とします。

- ・ 予定価格 6 億円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000 万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

3 実施内容

(1) 労働環境報告書による確認

公契約に携わる事業者は、労働条件の明示、就業規則の届出などの遵守状況について、労働環境報告書を作成し、公契約の相手方（元請事業者）を通じて県に報告します。

報告は、元請、下請及び再委託事業者のうち、一人親方以外の事業者を対象とします。

(2) 賃金単価及び報酬単価の報告

一人親方を含む公契約の履行に関わるすべての事業者を対象に、賃金単価及び報酬単価の報告を求めます。

報告は、愛知県電子申請・届出システムを使用して県に直接提出します。

(3) 労働者からの申出

労働環境報告書の実効性をさらに高めるため、公契約のもとで働く労働者からの申出を受け付けます。

(4) 事業者及び労働者への周知

労働環境整備を周知するためのチラシを作成し、公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布し、併せて作業現場に掲示します。

また、公契約条例に基づく労働環境の確認に関する質疑応答集を作成し、公開していきます。

《問い合わせ先》

愛知県 会計局管理課 会計企画・調整グループ

電話 (052) 954-6653 (ダイヤルイン)

詳しくは [愛知県 公契約](#) [検索](#) でご確認ください。